

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護及び支援給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、生活保護及び支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護及び支援給付事務
②事務の概要	生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供などの求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑧被保護者の健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 医療保険者向け中間サーバー等 5. 統合専用端末 6. 住民基本台帳システム 7. 個人住民税システム 8. 介護保険システム 9. 障害者福祉システム 10. 児童手当システム 11. 児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第23、95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、43、161の項 2. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話 06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 保健福祉部 保護課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話 06-6902-6124
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
	・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	
	・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
	・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)のパスワード等による保護	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分にしている」と考えられる。

変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－5－②所属長	渡田 信二	吉井 義輝	事後	
平成30年4月1日	I－6		保健福祉部 保護課	事後	
平成30年4月1日	I－7 請求先	門真市 総務部 法務監督課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成30年4月1日	I－5－②所属長	吉井 義輝	瀬江 和貴	事後	
平成30年4月1日	I－1－②事務の概要		通学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務	事後	
平成31年1月1日	I、5、② 診療実施機関における応答部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和1年12月1日	II しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か→平成27年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か→令和1年12月1日	事前	
令和1年12月1日	II しきい値判断項目	1. 取扱票数 いつ時点の計数か→平成27年6月1日	1. 取扱票数 いつ時点の計数か→令和1年12月1日	事前	
令和2年4月1日	I－5－①部署	保健福祉部 保護総務課	保健福祉部 保護課	事後	
令和2年4月1日	I－6	保健福祉部 保護課	無	事後	
令和2年4月1日	I－8 連絡先	門真市 保健福祉部 保護総務課	門真市 保健福祉部 保護課	事後	
令和3年9月1日	1. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 2. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第26の項	1. 情報提供の根拠 番号法別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 2. 情報提供の根拠 番号法第19条第号 別表第2の第26の項	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年4月1日	I－1－② 事務の概要 I－1－③ システムの概要	無し 追加文言は右記のとおり	③医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1) 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報データの連携 2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の連携 3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 4. 医療保険者向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和3年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の文言	門真市は、生活保護及び支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	門真市は、生活保護及び支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年12月1日	I－1－② 事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、原状の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤交付自立給付金の支給の申請の受理 ⑥保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦救済金の取扱いに関する事務 ⑧通学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑨医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1) 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報データの連携 2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の連携 3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について「(関記)令和5月8日社第382号厚生省社会局長通知」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、原状の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤交付自立給付金の支給の申請の受理 ⑥保護に関する費用の返還に関する事務 ⑦救済金の取扱いに関する事務 ⑧通学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑨医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ⑩保護に関する費用の返還に関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1) 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報データの連携 2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の連携 3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 5. 総合専用端末 6. 住民基本台帳システム 7. 個人住民票システム 8. 介護保険システム 9. 障害者福祉システム 10. 児童手当システム 11. 児童扶養手当システム	事前	法改正に伴う変更
令和3年12月1日	I－1－③ システムの名称	追加文言は右記のとおり	5. 総合専用端末 6. 住民基本台帳システム 7. 個人住民票システム 8. 介護保険システム 9. 障害者福祉システム 10. 児童手当システム 11. 児童扶養手当システム	事前	
令和3年12月1日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	番号法第9条第1項別表第33、95の項	事前	法改正に伴う変更
令和3年12月1日	I－4－②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 2. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第26の項	1. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、43、161の項 2. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、88、87、89、86、108、125、132、161、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事前	法改正に伴う変更
令和3年12月1日	I－5－②所属長の役職名	課長	保護課長	事前	
令和3年12月1日	II－1 対象人数	令和1年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	時点更新(係数に変更なし)
令和3年12月1日	II－1 取扱票数	令和1年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	時点更新(係数に変更なし)
令和3年12月1日	IV－8 人手を介在させる作業		判断の根拠 マイナンバー利用事例におけるマイナンバー連携業務に関する説明及びイテラシに鑑み、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の同意や、住基ネット無断を行う際には情報又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の範囲で特定個人情報の取扱いに關して手作業が介在するが、いずれの範囲においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)のパスワード等による保	事前	新様式の項目追加
令和3年12月1日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [9]従業者に対する教育・啓発] 当該対策は十分か 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(含針年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。研修等においては意識確認を行い、本業務に別しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事象が発生した際等には、再発防止策等の長短等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	新様式の項目追加